

令和7年度 あやせのこそだてしえん



綾瀬市マスコットキャラクター
あやびい

「あやせのこそだてしえん」は、児童青少年支援課・保育課・こども家庭センターが実施している、児童手当や保育所等の子育て支援について記載しています。

あやびいの子育て応援Book

その他の子育て支援情報については、「あやびいの子育て応援Book」にまとめています。

医療や月齢・年齢に応じた予防接種、目的に応じた各種相談窓口、市内の公園情報などの子育てに役立つ情報を掲載しており、妊娠中の方や、就学児童までのお子さんがいる子育て家庭に役立てていただける内容となっています。

電子書籍版はこちら→



児童青少年支援課・保育課 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

【児童青少年支援課 児童給付担当】電話番号：0467-70-5664 ファックス番号：0467-70-5701

E-mail：wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp

【保育課 保育・学童担当】電話番号：0467-70-5615 ファックス番号：0467-70-5701

E-mail：wm.705615@city.ayase.kanagawa.jp

こども家庭センター 〒252-1170 綾瀬市保健福祉プラザ 綾瀬市深谷中4丁目7番10号

【こども家庭担当】電話番号：0467-77-1133 ファックス番号：0467-77-1134

E-mail：wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp

令和7年4月発行

目次

お子さんを育てている方への支援

①	児童手当	1
②	こども医療費助成事業	3
③	未熟児養育医療給付事業	4
④	特別児童扶養手当	5
⑤	幼児同乗用自転車購入費補助事業	7
⑥	子育て支援センター	8
⑦	ファミリーサポートセンター	11

ひとり親家庭等の方への支援

⑧	児童扶養手当	12
⑨	ひとり親家庭等医療費助成事業	14
⑩	ひとり親家庭等への支援制度	16
⑪	養育費確保に向けた支援	18

日中お子さんの保育ができない方への支援

⑫	保育所等	19
⑬	一時預かり	21

お子さんを幼稚園等に通わせる方への支援

⑭	病児保育事業	23
⑮	幼児教育・保育無償化	24
⑯	放課後児童クラブ保育料減免	25
⑰	子育て短期支援事業	27

① 児童手当 児童青少年支援課

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

手当は、原則として請求をした月の翌月分から支給します。審査の結果は通知書でお知らせします。

※出生・転入（他市からの転出予定日）等の翌日から15日以内に申請をしてください。申請が遅れた場合、手当が支給されない月が発生する場合があります。

■ 対象者

高校生年代の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）を養育している、綾瀬市に住民登録のある保護者が対象です。

※ご注意ください

- ・父母ともに収入がある場合は、生計主体者（所得が高い方）が請求者となります。
- ・所得の状況によっては、途中で受給者を変更していただく場合もあります。
- ・生計主体者（所得が高い方）が公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。
- ・児童は国内に居住していること（留学中は除く）が要件です。
- ・児童が児童養護施設等に入所している場合、保護者は請求できません。

■ 手当月額

0歳～3歳未満	15,000円	第3子以降 (一律)	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円		

※3歳の誕生日の属する月までは3歳未満、翌月からは3歳以上として扱います。

※保護者が養育している大学生相当（22歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子で、年齢の一番高い児童から第一子として数えます。

※大学生相当の子と支給対象児童を併せて3人以上養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

■ 支給方法

2・4・6・8・10・12月の年6回、前2か月分の手当を指定口座に振り込みます。支給日は各支払月の14日です。ただし、14日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

※支払通知書は原則発行しません。希望される方は申立が必要です。

■ 現況届

現況届の提出は原則不要です。受給者には年に一度、認定通知書を送付します（8月頃）。ただし、一部の方は、引き続き現況届の提出が必要となります。提出が必要な方は、市から郵送でご案内しますので、期日までにご提出ください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ず児童青少年支援課に届け出てください。

- ・ 出生などで児童が増えたとき
- ・ 保護者や児童が他の市町村へ転出するとき
- ・ 離婚等で児童を養育しなくなったとき
- ・ 保護者が児童と別居して生活するようになったとき
- ・ 保護者が公務員になったとき
- ・ 児童の海外留学期間が3年（大学生相当の子の場合は4年）を超えたとき
- ・ 保護者又は子が死亡したとき
- ・ 振込口座を変更するとき（金融機関の合併・支店の統廃合等を含む）
- ・ 別居している児童や配偶者の氏名や住所等が変わったとき
- ・ 大学生相当の子の監護相当・生計費の負担の状況が変わったとき

■ 電子申請システム(ロゴフォーム)による受付

児童手当に関する手続きの一部で、電子申請が可能です。

詳しくはHP「[児童手当の制度について](#)」をご確認ください。

※電子申請をするためには、申請者のマイナンバーカードとスマートフォンの専用アプリのインストールが必要です。

※マイナ認証するために、マイナンバーカード交付時に設定いただいたパスワード（英数字6文字以上16文字以下）が必要です。

※スマートフォンの機種によっては認証できない場合がありますのでご注意ください。

※申請後、添付書類が必要となった場合は、綾瀬市から連絡いたします。

【HP「児童手当の制度について」はこちら】→



② こども医療費助成事業 児童青少年支援課

こどもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、こどもの健康の増進に資することを目的としています。

■ 対象者

18歳に到達する日以降最初の3月31日までの児童の入院と通院

※所得制限はありませんが、県の補助事業の関係で保護者の所得確認を行います。

次の方は、この制度の対象にはなりません。

- ・健康保険に加入していない方
- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等（母子生活支援施設を除く）に措置入所している方
- ・重度障害者医療費助成対象の方
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象の方
- ・その他の公費負担制度を受けている方

※学校管理下でのケガの場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となるため、この制度の対象となりません。

※交通事故など第三者の行為によるケガの治療費は、その加害者が原則負担すべきものになりますので、医療証は使用しないでください。

■ 助成内容

「**㊦** 医療証」を交付しますので、医療機関にかかるときに保険情報がわかる書類と一緒に提示すると、保険診療の自己負担分の医療費がその場で無料になります。

■ 医療証を使わずに医療費を支払った場合（後払い）

医療証を交付されている方で県外の医療機関を利用された場合や、交付申請中で医療証交付前の場合は、医療証が使えません。そのため、いったん医療費を支払った後に児童青少年支援課に申請をすると、保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

ただし、健康保険の情報を提示せずに医療費の全額を支払った場合は、先に加入している健康保険組合で後払いの手続きをし、支給決定後に児童青少年支援課に申請してください。

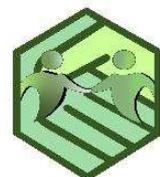
※申請後に審査し、約1～2か月後に指定口座に振り込みます。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ず児童青少年支援課に届け出てください。

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名等を変更したとき
- ・出生などで児童が増えたとき
- ・加入している健康保険を変更したとき
- ・医療証を紛失したとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。



この事業には特定防衛施設周辺整備調整交付金が一部充当されています。

③ 未熟児養育医療給付事業 児童青少年支援課

病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付します。

■ 対象者

次のすべてにあてはまる方が対象です。

- ① 綾瀬市に住民登録があること（乳児の住民登録地での申請となります）
- ② 指定養育医療機関において入院治療を受けていること（この治療のみが対象です）
- ③ 出生時体重が2,000グラム以下、または身体の諸機能が未熟で養育のために入院が必要と医師に診断されていること

※最長で満一歳の誕生日の前日までが対象です。

■ 助成内容

未熟児等の入院に伴う医療費について、他の制度に優先して給付を行います。

給付申請後、給付が決定した場合には、2週間ほどで「養育医療券」を自宅へ郵送します。この医療券を入院先病院（指定養育医療機関）で提示することにより、保険適用分の医療費と食事代（ミルク代）についての支払いをする必要がなくなります。

※保険適用分の支払を済ませてしまうと、原則として、養育医療給付制度を利用することが出来ません。既に支払い済みの場合は、払い戻しが出来るか病院に確認してください。

※差額ベット代・おむつ代等、保険適用外のものについては給付の対象となりませんので、医療機関の窓口にてお支払いください。

■ 申請時に必要なもの

- ・養育医療意見書（窓口で配布またはHPからダウンロード）
- ・こどもの保険情報がわかるもの（ない場合は子を扶養にとる方の保険情報がわかるもの）
- ・個人番号がわかるものの写し

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ず児童青少年支援課に届け出てください。

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名等を変更したとき
- ・加入している健康保険を変更したとき
- ・養育医療券を紛失したとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

④ 特別児童扶養手当 児童青少年支援課

精神、知的又は身体障がい（内部障がいを含む）等があり政令で定める程度以上にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

■ 対象者

精神、知的又は身体障がい等にある児童を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方が対象です。

次のような場合は手当が支給されません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受け取ることができるとき。

■ 手当月額

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられているため、手当額が改定する場合があります。

重度障がい児の場合	1人につき 56,800円
中度障がい児の場合	1人につき 37,830円

■ 所得制限限度額

請求者及び扶養義務者等の前年（1月から6月までの手当については前々年）の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人	649万6千円	738万8千円

※所得額とは、給与所得控除後金額です。（その他諸控除があります。）

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

■ 支給方法

4・8・11月の年3回、前4か月分（11月は当月を含む）の手当を指定口座に振り込みます。

支給日は各支払月の11日です。ただし、11日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

■ 所得状況届

所得状況届とは、前年の所得額の確認のための更新手続きです。

認定を受けた場合、受給者本人が毎年8月12日から9月11日までに届出をする必要があります。この届出がないと、所得の審査ができないため、8月以降の手当を受けることができません。

※2年間未提出のときは受給資格がなくなりますので、注意してください。

■ 有期認定

障がいの程度について、必要な場合は期限を定めて認定を行うこととなっています。

そのため提出期限（3月・7月・11月）までに診断書などを提出いただき、再認定を受けないと、提出期限の翌月以降の手当を受けることができませんので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ず児童青少年支援課に届け出てください。

- 市内転居、市外転出、国外転出したとき。
- 氏名、指定口座等を変更したとき。
- 対象児童の人数や障がいの程度が変わったとき。

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑤ 幼児同乗用自転車購入費補助事業 児童青少年支援課

子育て世帯の経済的な負担を軽減すること及び外出機会の提供や社会参加による育児不安の解消を図るため、幼児同乗用自転車の購入費の一部を補助します。 ※申請は1世帯につき1回限りです。

■ 対象者

次の要件にすべて当てはまる方が対象です。

- ・綾瀬市に住所を有する満18歳以上の保護者
- ・満1歳以上小学校就学の始期に達するまでの幼児を1人以上養育する保護者
※対象幼児も綾瀬市に住所を有していることが条件です。
- ・申請時に、申請者本人及び同一世帯員が、市税及び認可保育園の保育料を滞納していない方

■ 対象自転車

次の要件をすべて満たすものが対象です。

- ・幼児用座席が構造上一体化している自転車、または幼児用座席を1席、もしくは2席装着した自転車で、幼児用座席を取り付けたもの
- ・購入してから3か月以内のもの
- ・個人間で売買したものではないもの
- ・防犯登録がされているもの

(※令和7年4月1日より前に購入した自転車は赤色TSマークの写しが必要です。)

■ 補助金額

購入費の2分の1（送料、ポイント等を除く、上限50,000円、100円未満の端数は切捨て）。

■ 申請方法

原則、電子申請。右の二次元コードから申請してください。



■ 添付書類

申請に次の書類が必要であるため、申請する前に御確認ください。

- ・申請者の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真がない場合は保険情報が見えるものや住民票等、2点以上の添付が必要です。）
- ・自転車を購入したときの領収書、または購入を証する書類の写し（商品名、購入者名（保護者に限る）、購入金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの）
- ・自転車防犯登録票の写し
- ・保護者の振込先口座が確認できる書類（通帳等）の写し
- ・令和7年4月1日より前に購入した自転車の場合、赤色TSマークの写し

⑥ 子育て支援センター — こども家庭センター

地域の子育て関連情報や交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、子育て講座、イベントの開催、地域育児センターや子育て団体と連携しながら地域の子育て家庭への育児支援を行ったり、子育てサークル等への育成・活動支援も行います。

各事業の場所・時間・対象年齢などの詳細は、子育て支援センター発行の『こっこさんだより』や広報あやせ、市ホームページなどの予定表で確認していただくか、子育て支援センターや各サロン室までお問い合わせください。

※感染症等の状況に伴い、子育て支援センターの利用制限や、事業の内容に変更が生じる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

綾瀬市子育て支援センター（綾瀬市保健福祉プラザ内2階）	
所在地	〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10
電話	0467-77-1121
FAX	0467-77-1123
綾瀬市子育て支援センター 綾南サロン室（綾瀬市立綾南保育園2階）	
所在地	〒252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17
電話	0467-79-6925
FAX	0467-79-6936
綾瀬市子育て支援センター 大上サロン室	
所在地	〒252-1104 綾瀬市大上6-16-31 ナオモトハイツ302
電話・FAX	0467-77-3739

■ 子育てサロン

親子で自由に遊んだり、交流を深めたりする場です。身長・体重の計測ができます。

対象	2か月以上の乳幼児とその保護者 ※ 必ず大人同伴でお願いいたします。
開設日時	綾瀬市子育て支援センター 月～土曜日（第2土曜日、日、年末年始及び祝祭日、振替休日は休み） 9：30～11：30 13：30～15：30
	綾南サロン室・大上サロン室 月～金曜日（土、日、年末年始及び祝祭日、振替休日は休み） 9：30～11：30 13：30～15：30
料金	無料
その他	<p>栄養相談 乳幼児対象 栄養士による、授乳・離乳食・幼児食など食事に関することやこどもの栄養に関する相談ができ、食育の話もあります。 子育て支援センター 第2火曜日（原則） 綾南サロン室 第2木曜日、第3月曜日（原則） 大上サロン室 第1月曜日、第3金曜日（原則）</p> <p>園庭開放 3か月以上の乳幼児対象 市立綾南・大上保育園の園庭を使い、体操をしたり、保育園児と一緒に遊んで過ごします。 天候・保育園行事等で中止または変更になることがあります。 綾南・大上サロン室 第2・第3水曜日 9：30～11：30</p> <p>赤ちゃんデー 市内在住の2～8か月児を対象 身長・体重の計測や手遊び・ふれあい遊びを楽しみます。栄養士との栄養相談ができます。 綾南・大上サロン室 毎週水曜日 13：30～15：30 第1・第3水曜日は大上サロン室の栄養相談日 第2・第4水曜日は綾南サロン室の栄養相談日</p>

■ 子育て相談

保育士が子育てに関する不安などについて相談を行っています。電話・来所・FAXいずれの方法でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

対象は、乳幼児とその保護者です。（秘密は厳守します。）

子育て支援センター

月～土曜日（第2土曜日、日、祝日、年末年始は休み）8：30～17：00

綾南サロン室・大上サロン室

月～金曜日 8：30～17：00

■ 移動サロン・年齢別サロン・公園ひろば

公共施設や地域の公園で、親子遊びや歌・手遊びなどを楽しめます。
3か月以上の乳幼児対象。

■ 子育て支援センターの子育て講座

- **親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（愛称：BP）**
市内在住の生後2か月から5か月の初めて赤ちゃんを育てているお母さん（母子同室参加）のための、自分の育児の困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、これからの子育てに必要な知識を赤ちゃんと一緒に学ぶ講座（全4回）です。
- **親子の絆を深めるコミュニケーション～親子の対話の時間～ ※対象児の保育有**
こどもが必要としている安心感をもたせてあげるために保護者はどのように接していけばよいのかをテーマに親子の絆を深める方法を学ぶ、市内在住の1・2歳のお子さんとその保護者を対象とした親子参加型プログラム（全5回）です。
- **育児講座～こどもが幸せに生きる力を育てる～**
非認知能力の基礎となる親子の情緒的絆の深め方、非認知能力と認知能力に関係、『幸せを支える4つの心』の育て方について学ぶ、市内在住の3歳から未就学のお子さんを育てている保護者を対象とした講座です。
- **パパも楽しく子育てしよう！！～イライラ子育てからの脱出！！～**
「いつもどなってばかり」「こどもが言うことを聞いてくれない」そんな悩みを持つ市内在住の1歳8か月から就学前のお子さんを子育て中の父親を対象とした、どならない子育ての方法やほめるコツを学ぶ講座です。
- **親子で楽しむランチ会 ※一部保育有**
毎日の食事を楽しくしたい、でもお子さんがなかなか食べてくれない…そんな悩みを持つ市内在住の2歳～未就学児とその保護者を対象とした、食べない原因を探りながら、こどもが食べやすいメニューを紹介する（軽食付き）講座です。

⑦ ファミリーサポートセンター こども家庭センター

子育ての支援を受けたい人（利用会員）と、子育ての支援を行う人（援助会員）が会員として登録し、地域において相互に有償で助け合う活動を支援する事業です。利用・援助するには会員登録が必要で、随時募集しています。援助会員については講習の受講が必要です。

■ 活動の内容

- ・保育施設等（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど）へこどもの送迎を行うこと
- ・保育施設等の開始前や終了後にこどもを預かること
- ・保育施設等が休みのときにこどもを預かること
- ・保護者の病気や介護等のときにこどもを預かること
- ・冠婚葬祭や買い物等で外出が必要なときにこどもを預かること
- ・その他、利用会員の必要な援助

※援助できない内容

- ・風邪などの症状がある場合
- ・保護者の代わりに子どもを医療機関に連れて行くこと
- ・体調悪化等の理由により保育施設等から迎えの連絡があった場合、保護者の代わりに迎えに行くこと など

■ 会員の種類

- ・利用会員（子育て支援を受けたい人）
市内在住で生後3か月以上の乳幼児から小学校6年生までのこどもがいる方。
- ・援助会員（子育ての支援を行う人）
市内在住で自宅で安全にこどもを預かれる20歳以上の方。
- ・両方会員（子育ての支援を受けたり、行ったりする人）

■ 活動時間と料金

月～金曜日	6：30～20：00	1時間	700円
土・日・祝日	6：30～20：00	1時間	1,000円（年末年始を除く）

■ 利用のしかた

- ①会員登録（無料）をする。（援助会員・利用会員）
 - ②講習の受講（無料）をする。（援助会員のみ）
 - ③会員登録後、援助活動の依頼する。（利用会員）
- ※アドバイザー立会いのもと、援助会員宅等で、内容の確認や顔合わせがあります。

会員登録・問合せ先（ファミリーサポートセンター事務局）

所在地 〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10
保健福祉プラザ2階 子育て支援センター内
電話 0467-77-1121
FAX 0467-77-1123
業務時間 平日（月～金曜日）8：30～17：00
Eメール fs.cayase@gmail.com

⑧ 児童扶養手当 児童青少年支援課

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしてない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障がい児の場合には20歳未満））を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方（里親等は除く）が対象です。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

次のような場合は手当が支給されません。

- ・ 児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に委託されたとき
- ・ 父又は母が、婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係等）があるとき

■ 手当月額

所得額及び児童数により異なります。

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられているため、手当額が改定する場合があります。

児童数	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人	46,690円	46,680円から11,010円
2人以上	1人の額に1人増えるごとに11,030円を加算	1人の額に1人増えるごとに11,020円から5,520円を加算

■ 手当月額の減額（一部支給停止措置）

受給開始から5年を経過する等の要件に該当する場合、適用除外事由（就業あるいは求職活動を行っている場合や、求職活動ができない事情がある場合等）に該当する方を除いて、手当月額が2分の1に減額されます。

対象者には、通知を送付しますので、必要な手続きを行ってください。

■ 公的年金給付等との併給

請求者又は対象児童が公的年金給付等を受給している場合（加算対象や請求すれば受けられる状態になった場合を含む）、手当の全部又は一部を受給することができません。

公的年金給付等の種類	受給できる児童扶養手当月額
下記以外（国民年金、遺族年金及び遺族補償等）	公的年金給付等受給額が児童扶養手当月額より低い場合、その差額
障害基礎年金等（障がい基礎年金及び障害補償年金）	障害基礎年金等の子の加算額が児童扶養手当月額より低い場合、その差額

■ 所得制限限度額

請求者及び扶養義務者等の前年（1月から9月までに請求した場合は前々年）の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の11月から翌年の10月までの手当の全額又は一部が支給停止となります。

扶養親族等の数	請求者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	426万円

※所得額とは、給与所得控除後の額に、養育費の8割相当額を加算した金額です。（その他諸控除があります。）

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

■ 支給方法

1・3・5・7・9・11月の年6回、前2か月分の手当を指定口座に振り込みます。
支給日は各支払月の11日です。ただし、11日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

■ 現況届

現況届とは、受給資格の確認や手当額変更のための更新手続きです。
認定を受けた場合、受給者本人が毎年8月に届出をする必要があります。この届出がないと、資格の審査ができないため、11月以降の手当を受けることができません。
※2年間未提出のときは受給資格がなくなりますので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ず児童青少年支援課に届け出てください

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名、指定口座等を変更したとき
- ・出生などで児童が増えたとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑨ ひとり親家庭等医療費助成事業 児童青少年支援課

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としています。

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障がい児の場合には20歳未満））を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方（里親等は除く）が対象です。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

次の方は、この制度の対象にはなりません。

- ・ 健康保険に加入していない方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉施設等（母子生活支援施設を除く）に措置入所している方
- ・ 重度障害者医療費助成対象の方
- ・ こども医療費助成事業対象の方
- ・ その他の公費負担制度を受けている方

※学校管理下でのケガの場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となるため、この制度の対象となりません。

※交通事故など第三者の行為によるケガの治療費は、その加害者が原則負担すべきものになりますので、医療証は使用しないでください。

■ 助成内容

「**親**福祉医療証」を交付しますので、医療機関にかかるときに保険情報がわかる書類と一緒に提示すると、保険診療の自己負担分の医療費がその場で無料になります。

■ 医療証を使わずに医療費を支払った場合（後払い）

医療証を交付されている方で、県外の医療機関を利用された場合は、医療証が使えません。そのため、いったん医療費を支払った後に児童青少年支援課に申請をすると、保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

ただし、健康保険の情報を提示せずに医療費の全額を支払った場合は、先に加入している健康保険組合で後払いの手続きをし、支給決定後に児童青少年支援課に申請してください。

※申請後に審査し、約1～2か月後に指定口座に振り込みます。

■ 所得制限限度額

申請者及び扶養義務者等の前々年の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の1月から12月までの助成が受けられなくなります。

扶養親族等の数	請求者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	426万円

※所得額とは、給与所得控除後の額に、養育費の8割相当額を加算した金額です。
(その他諸控除があります。)

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者(直系血族及び兄弟姉妹)です。

■ 現況届

現況届とは、受給資格の確認のための更新手続きです。

医療証の交付を受けている方は、毎年8月中旬から9月中旬までに届出をする必要があります。この届出がないと、資格の審査ができないため、翌年1月以降助成を受けることができません。提出時期につきましては、7月下旬頃に通知でお知らせします。

※5年間未提出のときは受給資格がなくなりますので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ず児童青少年支援課に届け出てください。

- ・住所(市内転居・市外転出)、氏名等を変更したとき。
- ・出生などで児童が増えたとき。
- ・加入している健康保険を変更したとき。
- ・医療証を紛失したとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑩ ひとり親家庭等への支援制度

ひとり親家庭の自立に向けた支援を目的として、次の事業を実施しています。

■ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金

対象者	綾瀬市から児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受けており、かつ高等学校等に通学する生徒が通学定期券もしくは駐輪場定期利用を使用している方。
補助金額	年間上限12万円
申請受付	通年

■ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金

対象者	綾瀬市から児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受けており、かつ高等学校等に入学する生徒がいる方。
給付金額	5万円(1人1回のみ)
申請受付	4月

■ 各種優遇制度

児童扶養手当受給者の方は、水道料金の減免及びJR定期券の割引を受けることができます。

上記の問い合わせは児童青少年支援課 0467-70-5664

■ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で綾瀬市母子・父子自立支援プログラム策定事業を受けている方に、自立のための学習費用等の一部を支給します。

制度の利用には、希望講座の指定が必要となるため、講座開始の2か月前までに事前相談の予約をしてください。

指定された講座終了後1ヶ月以内に給付金の支給申請をしてください。

■ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の自立支援及び就業支援を促進するため、ひとり親家庭等の個々の状況及びニーズに対応した母子・父子自立支援プログラムを策定します。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金を申請する際に必要となります。

講座開始2か月前までにご相談ください。

■ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で所得が一定額未満の方が、就職に結びつきやすい専門的な資格(看護師など)を取得するため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に、一定期間において高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担を軽減するものです。

■ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で綾瀬市母子・父子自立支援プログラム策定事業を受けている方が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、受講修了時と認定試験合格時に受講費用の一部を支給します。希望講座の指定が必要となるため、受講開始の1か月前に相談及び申請してください。

■ 福祉資金（神奈川県事業）

ひとり親家庭等の生活と児童の健全な育成を図るため、神奈川県が必要な資金の貸付をしています。詳しくは、専門相談員にお問い合わせください。

■ 専門相談員（ひとり親総合相談員・母子父子自立支援員）

- ・離婚を考えているが、何から始めれば良いかわからない
- ・養育費の取り決めをせずに離婚したが、今からでも払ってほしい
- ・離婚の話し合いがうまくいかないで別の方法を検討したい
- ・子どもの進学で教育資金が足りないので貸付を受けたい

このようなお困りごとをお伺いし、解決するためのお手伝いをいたします。
法律的なことは、市の法律相談・法テラス等をご案内させていただきます。

電話・面接・Eメールいずれの方法でも受け付けています。（面接の場合は、できれば事前にご連絡ください。）

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：15～12：15、13：00～17：00まで
Eメール wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp

上記の問い合わせは子ども家庭センター 0467-77-1133

11 養育費確保に向けた支援 こども家庭センター

ひとり親家庭の自立に向けた支援を目的として、次の事業を実施しています。
公正証書作成等についての御相談もできます。

■ 養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費に対し補助金を交付します（公正証書は、強制執行認諾約款付に限ります）。

対象者	市内在住で、令和7年4月1日以降に養育費に係る公正証書等を作成した方
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・公証手数料令に規定する手数料・家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用・家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用・家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便切手に係る費用
補助額	対象経費の総額（上限3万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

■ 養育費に係る保証促進補助金

養育費について、保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付します。

対象者	市内在住で、令和7年4月1日以降に保証会社と養育費に係る保証契約を締結した方
対象経費	保証会社と養育費に係る保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として保証会社に支払う費用
補助額	対象経費の総額（上限5万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

■ 専門相談員（ひとり親総合相談員・母子父子自立支援員）

離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談などの支援を行っています。また、ひとり親家庭の方の暮らしや子どものこと、福祉資金の貸付のことなどについて、自立に必要な情報提供や相談などの支援を行っています。

電話・面接・Eメールいずれの方法でも受け付けています。（面接の場合は、できれば事前にご連絡ください。）

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：15～12：15、13：00～17：00まで
Eメール wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp

12 保育所等 保育課

保育所等についての詳細は、保育課までお問い合わせください。
電話：0467-70-5615

■ 保育所等とは

保護者が働いていたり、出産、病気、又は病人の介護等の理由により、家庭でこどもの保育ができない場合、保護者に代わって一定の時間、こどもを保育する福祉施設です。保育所等には、認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業（小規模保育事業等）が該当します。

■ 保育所等を利用するには

保育所等に入所できる方は、そのこどもの保護者が、次の①から⑩のいずれかに該当する場
合です。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労に対応）
※就労時間の下限は、1か月当たり64時間としています。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護、看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院等している親族の常時の介護、看護）
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。原則として3か月）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。通信制は除く）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

■ 入所手続き

- 入所の申込みは、保育課で随時受け付けます。（4月入所申込期日等については、「広報あやせ」でお知らせします。）
- 年度の途中で申込みをされる場合は、**入所を希望する月の前月の10日**（土日、祝日の場合はその前日）が申込期日となります。
- 申込みの際は、給付認定申請書・保育所等入所申込書・児童の状況のほか、次のいずれかの書類が必要になります。

- ① 父母又は祖父母等（同居）が就労している場合
 - ・就労証明書（自営業の方は保育所入所確認調書、営業許可書の写し、開業届（控）の写し、登記事項証明書の写し、確定申告書（控）の写しのいずれかも必要となります。）
- ② 妊娠中または出産後間もない場合
 - ・診断書又は母子手帳の写し
- ③ 父母又は祖父母等（同居）が病気及び負傷または障がいを持っている場合
 - ・診断書（必要と認める期間を記載）又は身体障害者手帳の写し等
- ④ 父母又は祖父母等が病気又は障がいを有する親族を常時看護している場合
 - ・診断書（必要と認める期間を記載）又は身体障害者手帳の写し等
- ⑤ 災害の復旧の場合
 - ・り災証明書等事実を証明できる書類
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
 - ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書
- ⑦ 就学（職業訓練を含む。）
 - ・学生証、在学証明書又は職業訓練の受講を説明する証明と時間割など就学時間が分かる書類

■ 入所の承諾等

- ・毎月10日までに申込みされたこどもの中から、保護者の就労や家庭の状況などを調査し、保育の必要性の高い児童から入所を内定します。
- ・保育所等の職員が保護者とこどもの面接を行った後、問題がなければ正式に入所が決定となり、後日保育所入所承諾通知書を送付します。（入所日は原則として、毎月初日からとなります。）
- ・なお、入所ができず、保留となった方には初回に限りその旨を通知しますが、以降は内定するまで連絡しませんので、ご承知おきください。また、保護者から取下げがない限り、申込みは年度内有効となります。

■ 保育年齢及び入所期間

- ・0歳児（受入可能月齢は各保育所等で違います。）から小学校就学前までの児童が対象となります。
- ・保育期間は、小学校就学前までですが、入所要件確認のため年1回以上就労状況等の調査をさせていただきます。（保育に欠ける状態でなくなったときは、退所していただくこととなります。）

13 一時預かり 保育課

■ 一時預かり

一時的に家庭での保育が困難になる場合にこどもを預かる事業です。

● 利用目的

保護者の疾病・通院・看護・冠婚葬祭の他、兄弟等の学校行事や地域活動等で一時的に保育が困難になる場合やリフレッシュ目的での利用も可

■ 対象となるこども

・ 0歳（生後3ヶ月経過後）から小学校就学前までのこどもが対象です。

※さくらチャイルドセンターは2歳児以上（4月1日で2歳以上）から対象

※綾瀬ゆめっこ保育園及びおとぎ保育園は0歳（生後6ヶ月経過後）から対象

■ 保育場所

① 綾瀬市立綾南保育園

所在地 〒252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17

電話 0467-76-0072

② 綾瀬市立大上保育園

所在地 〒252-1104 綾瀬市大上6-14-5

電話 0467-77-0323

③ さくらチャイルドセンター（2歳児以上）

所在地 〒252-1136 綾瀬市寺尾西1-13-1

電話 0467-78-8111

④ おとぎ保育園（生後6ヶ月経過後）

所在地 〒252-1123 綾瀬市早川3067-5

電話 0467-76-3841

⑤ 綾瀬いずみ保育園

所在地 〒252-1111 綾瀬市上土棚北4-11-41

電話 0467-55-9696

⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園（生後6ヶ月経過後）

所在地 〒252-1104 綾瀬市大上4-2-25

電話 0467-76-0077

■ 保育時間

- ① 綾南保育園・②大上保育園 8：30～17：00の間で必要な時間（週3日以内）
- ③ さくらチャイルドセンター 9：00～16：00の間で必要な時間
- ④ おとぎ保育園 8：30～17：00の間で必要な時間（週3日以内）
- ⑤ 綾瀬いずみ保育園 9：00～17：00の間で必要な時間
- ⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園 8：30～17：00の間で必要な時間
- ※ 土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29から1/3）が休み。

■ 給食

完全給食とおやつ

■ 利用料

- ① 綾南保育園・ ② 大上保育園 （日額、給食・おやつ代含む。）

区 分	徴 収 額	
	3歳未満児	3歳以上児
4時間以内	1,300円	1,000円
4時間を超え8時間以内	2,600円	2,000円

※ 年齢区分は保育利用日の満年齢となります。

※ 利用料のお支払は現金（前払い）又はキャッシュレス決済からお選びいただきます。

- ③ さくらチャイルドセンター （1時間単位、給食・おやつ別料金）

年齢	保育料	給食代	おやつ代
2歳児	600円／1時間	300円	午前・午後 各1回分50円
3歳以上児	500円／1時間	300円	午後1回分50円

※ 利用料は、お迎えの際に精算いたします。

- ④ おとぎ保育園・⑤ 綾瀬いずみ保育園 （日額、給食・おやつ代含む。）

区 分	徴 収 額	
	3歳未満児	3歳以上児
4時間以内	1,400円	1,200円
4時間を超え8時間以内	2,800円	2,400円

※ 年齢区分は4月1日時点の年齢となります。

※ 利用料は、お迎えの際に精算いたします。（おとぎ）

※ // 指定口座からの引き落としとなります。（いずみ）

- ⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園 （日額、給食・おやつ代含む。）

区 分	徴 収 額
4時間以内	1,500円
4時間を超え8時間以内	3,000円

※利用料は、お迎えの際に精算いたします。

14 病児保育事業 保育課

■ 病児保育事業

入院加療の必要がなく、病気で当面の症状の急変が認められない児童を適切な処遇が確保される施設において、集団保育及び家庭での保育が困難な期間一時的に保育する事業です。

■ 対象となる児童

入院加療の必要がなく、当面症状の急変は認められないが、集団保育及び家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育事業の利用が可能とされた次に該当する児童

※就労の有無に関わらず利用できます。

- (1) 満1歳以上から小学校6年生までの市内に住所を有する児童
- (2) 満1歳以上から小学校6年生までの厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村に住所を有する児童
- (3) 市内の認可保育所、地域型保育施設、認定こども園又は幼稚園に在籍している満1歳以上で上記以外の市外に住所を有する児童

■ 保育場所

- ・病児保育室 ぽとふ
所在地 〒252-1136 綾瀬市寺尾西3-11-1
電話 0467-71-1236

■ 保育時間・利用日数

- ・保育時間：8：30～17：15
※休業日 土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29から1/3）
- ・利用日数：原則として連続3日以内

■ 受入れ定員

1日あたり3名まで

■ 昼食

弁当持参。ただし、用意が難しい場合は、有料でレトルト食品等の提供を行います。

■ 利用料

1日 2,000円（生活保護世帯は免除）

15 幼児教育・保育無償化 保育課

■ 幼児教育・保育無償化

幼児教育・保育無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児教育は重要なものであり、子育てや教育に係る負担の軽減を図ることを目的として、実施されるものです。

■ 対象となる児童

3歳児～小学校就学前の子ども（市民税非課税世帯は0歳児～2歳児の子どもを含む。）

■ 対象施設

幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等

■ 概要

施設の種類	保育の必要性 (※1)	対象者 (4月1日時点の年齢)	無償化上限額(月額)	無償化の対象となる ための認定手続き
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業	必要	非課税世帯の0～2歳児 3～5歳児	全額	不要
認定こども園(教育認定)	不要	3～5歳児(※3)	全額	不要
幼稚園 施設型給付 私学助成			25,700円	必要
認可外保育施設等(※2)	必要	非課税世帯の0～2歳児	42,000円	必要
		3～5歳児	37,000円	
預かり保育(幼稚園・認定こども園)	必要	3～5歳児(※4)	450円×月の利用日数 (最大11,300円)	必要
障害児通園施設(※5)	不要	3～5歳児	全額	不要

(※1) 就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難である旨の認定を受けること

(※2) 認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所、保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

(※3) 3歳の誕生日の前日から無償化の対象

(※4) 満3歳児(3歳の誕生日の前日から、3歳になってから最初の3月31日までの子ども)は、非課税世帯が対象(上限額は16,300円)

(※5) 障害児通園施設の無償化に関することは障がい福祉課へお問い合わせください。(綾瀬市障がい福祉課:0467-70-5623)

■ 無償化の給付を受けるための手続き

次の施設・事業を利用する場合は、無償化の給付を受けるためには請求が必要です。

- ・ 預かり保育（幼稚園・認定こども園）
- ・ 認可外保育施設等

16 放課後児童クラブ保育料減免 保育課

綾瀬市内の放課後児童クラブを利用する生活困窮家庭等の児童の保護者に対し、財政的負担を軽減するための助成です。

なお、通っているクラブにより、交付方法等が異なる場合がありますので、詳細は保育課（0467-70-1702）までお問い合わせください。

■ 対象者

放課後児童クラブに通うこどもの保護者が、次の①から⑦のいずれかの要件を満たす場合。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に該当し、就業していない世帯で、昼間家庭において、児童の健全な育成を行うことが困難な場合。
- ② 当該年度分（4月から8月までの保育料にあつては前年度分）の市民税非課税世帯に該当する場合
例）令和7年度4月～8月の助成を受けたい場合→令和6年度の非課税証明書が必要
令和7年度9月～3月の助成を受けたい場合→令和7年度の非課税証明書が必要
- ③ 入所児童を監護する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当を受給している場合
- ④ 入所児童が綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号）に基づく医療費の助成を受けている場合（③に掲げる場合を除く。）
- ⑤ 失業、疾病等により収入が全く得られなくなり、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合
- ⑥ 災害等やむを得ない事情により、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合
- ⑦ その他、上記に類する状態として市町村が認めるもの場合

■ 補助額

- ・低学年（1学年～3学年）：上限13,000円
- ・高学年（4学年～6学年）：上限10,000円。

※民設のクラブにおける延長保育等で上限を超えた場合の差額は自己負担となります。

■ 申請方法

- ・必要書類

【民設放課後児童クラブに通う児童】

- ①綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付申請書（第1号様式）

※該当要件の確認のため、別途必要書類を添付していただく場合があります。

②代理受領に関する委任契約（代理受領を行うクラブのみ）（第3号様式）

※上記の委任契約は、市から児童の保護者に
助成する保育料の助成金を、クラブが 二次元コードから
保護者に代わって受け取るためのものです。 申請書をダウンロード→



【公設放課後児童クラブに通う児童】

① 保放課後児童クラブ保育料等減免申請書（第3号様式）を市役所まで提出してください。

二次元コードから
申請書をダウンロード→



■ 請求方法

【民設放課後児童クラブに通う児童】

助成金の請求は、四半期に分けて受付けしており、申請者個人が請求する場合はクラブから発行された領収書等を添付のうえ、次の各期日までに市役所保育課へ請求書を提出してください。

- ・第1四半期分（4月～6月）：7月10日
- ・第2四半期分（7月～9月）：10月10日
- ・第3四半期分（10月～12月）：1月10日
- ・第4四半期分（1月～3月）：4月10日

※提出期日は原則の期日であり、期日の日が閉庁日の場合はその前の開庁日が提出期日となります。

※助成金額は請求の翌月5日頃に振り込む予定です。

なお、クラブが代理受領を行う場合は、市からクラブへ助成金を支払うため、保護者への振り込みはありません。保育料の支払い方法についてはクラブによって異なりますので、直接お問い合わせください。

【公設放課後児童クラブに通う児童】

申請の承諾日より、保育料から減免します。（保育料の請求をしません）

17 子育て短期支援事業 こども家庭センター

■ 子育て短期支援事業

保護者の方の疾病や仕事などの事由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合に、お子様を一時的に預かる事業です。

● 利用目的

保護者の就労・疾病・出産・看護・災害・冠婚葬祭等

■ 対象となるこども

- ・市内在住の生後1か月から小学校6年生までのこどもが対象です。

■ 保育場所

【0歳から1歳】

ドルカスベビーホーム

所在地 〒252-1124 綾瀬市吉岡2380-2

電話 0467-78-3826

【2歳以上】

唐池学園

所在地 〒252-1124 綾瀬市吉岡2377

電話 0467-78-0012

■ 実施内容、定員

対象者	ドルカスベビーホーム	唐池学園
実施内容	・デイスティ（宿泊なし） 毎週月・火・水・木 10:00~16:00 ・ショートステイ（宿泊あり） 毎週金曜日 金曜15:00~翌土曜13:00	・ショートステイ（宿泊あり） 毎週金曜日 金曜15:00~翌土曜13:00
定員	2人/1日	2人/1日

■ 利用料

利用者の世帯区分	利用児童の年齢	児童 1 人当たりの利用金額	
(1)生活保護世帯および綾瀬市子育て短期支援事業実施要綱第 5 条第 6 号に該当する世帯		0 円	
(2)市県民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成受給世帯	2 歳未満	デイステイ	2,250 円
		ショートステイ	4,500 円
	2 歳以上	3,000 円	
(1)又は(2)以外の世帯	2 歳未満	デイステイ	4,500 円
		ショートステイ	9,000 円
	2 歳以上	6,000 円	